地域安全ニュース

第2号　　平成２４年　６月　２２日

尼崎東防犯協会
６４８７－３５１２
尼崎東警察署
６４８９－０１１０

不法投棄は犯罪です！

みだりにゴミを捨てると廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で5 年以下の懲役若しくは１０００万円以下の罰金になります。

◆次の事を必ず守って下さい。

- ゴミは決められた日に出す。
- ゴミは決められた方法で出す。
- ゴミは決められた場所にだす。
- ゴミは分別して出す。

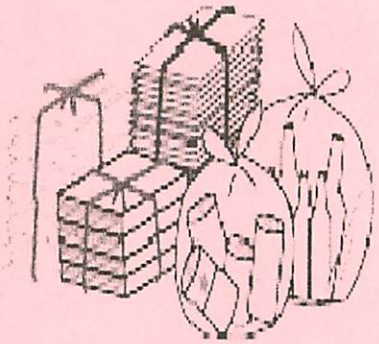

※自分たちの町をきれいにするために
不法投棄をやめさせましょう。
犯罪は誰かが必ず見ています。
不法投棄を見たら尼崎東警察へ
（０６）６４８９－０１１０

ひったくりに注意！

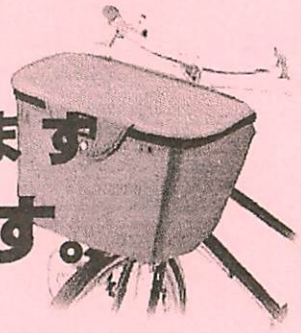

自転車の前かごが狙われています
狙われているのはあなたです。
≪油断大敵≫

回覧									

不法投棄は犯罪です！

みだりにゴミを捨てると廃棄物の処理及び清掃に
関する法律違反でも 5年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金になります。

◆次の事を心がけて下さい。

・ゴミは決められた日に出す。
・ゴミは決められた方法で出す。
・ゴミは決められた場所にだす。
・ゴミは分別して出す。

※自分たちの町をきれいにする為に
不法投棄をやめさせましょう。
犯罪は誰かが必ず見ています。
不法投棄を見たら届け出を
（06）6630－0110

乃ったくりに注意！

自転車の前かごや荷台をねらう
置き引きやひったくりが
増えています。
<強調太線>